別表

今帰仁村利用調整基準表

児童名（　　/第一希望：　　）

類型	細目	形態				父	母
就労	□常勤 □パート・アルバイト	勤労日数		勤労時間			
		月21日以上(5日／週)	10	8時間以上	10		
		月16～20日(4日／週)	8	7時間以上	9		
		月12～15日(3日／週)	6	6時間以上	8		
		月12日未満	3	5時間以上	7		
				4時間以上	6		
				4時間未満	2		
	□自営業	月21日以上(5日／週)	9	8時間以上	9		
	□内職	月16日～20日(4日／週)	7	7時間以上	8		
	□その他	月16日未満	3	6時間以上	7		
				5時間以上	6		
				4時間以上	5		
				4時間未満	2		
就学・訓練	□大学	就学・訓練日数		就学・訓練時間			
	□各種専門学校等	月21日以上（5日／週）	7	8時間以上	7		
	□職業訓練校	月16～20日（4日／週）	5	7時間以上	6		
		月12～15日（3日／週）	3	6時間以上	5		
		月12日未満	0	5時間以上	4		
				4時間以上	3		
				4時間未満	0		
求職	求職活動が確認できる場合　入所期間：3か月				8		
妊娠・出産	予定日(　　年　　月　　日) 入所期間：産前8週間の属する月の1日から産後8週間の属する月の末日まで				12	／	
	入所日が産前産後8週間の期間に該当し、その後就労又は就学等への復帰予定の要件(求職を除く。)が確認できる場合	復帰後に就労予定の場合			3	／	
		就学または職業訓練の場合			3	／	
疾病・負傷・障がい	□疾病・負傷	入院(1か月以上)又は常時寝たきり・感染症・難病			20		
		常時寝たきりの状態で子どもの世話ができない場合			20		
		おおむね6か月以上の長期的治療を要し、日常生活及び子どもの世話に支障がある場合			18		
		おおむね3～6か月以上の治療を要する場合			14		
		軽症であるが、定期的通院を要する場合			11		
	□障がい者	身体障害者手帳1級・2級該当者、精神保健福祉手帳1級・2級該当者又は療育手帳A1・A2若しくはB1該当者の場合			20		
		身体障害者手帳3級該当者、精神保健福祉手帳3級該当者又は療育手帳B2該当者の場合			18		

		身体障害者手帳4級該当者の場合	16		
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20		
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書により、社会的養護の必要があると認められる場合　適宜（※１）				
その他	不存在	両親の不存在の場合	40		
調整点	勤務点	採用予定又は開業予定である場合	-1		
		育児休業取得前に在所していた者で、退所後、職場復帰に伴い利用を希望する場合	1		
		沖縄本島内の保育所等(地域型保育含む。)の保育士として採用予定、復帰予定又は勤務している場合	10		
	失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(※2)	3		
	障がい	申込児童が障がいを有する場合　適宜（※1）			
		日中、世帯内の障害児の監護を必要とする場合 （対象児全てに加点） 自宅で全面監護	18		
		学校児童デイ等との併用監護	6		
	世帯状況	ひとり親又はこれに準ずる家庭の場合	20		
		単身赴任世帯(沖縄本島外に限る。)	3		
		生活保護世帯の場合	36		
	在所状況 （4月1日付、新年度開始時に限る）	在所する園への継続の入所を希望する場合 (入所児及び、入所予定児全員に加点)	3		
		兄弟姉妹が別々の保育所等に在所する場合で、新年度どちらか一方の保育所等へ転園を希望するとき （継続児・転園児の両方、入所予定児全員に加点）	3		

	小規模保育施設・事業所内保育施設	小規模保育事業等の卒園児童の場合。ただし、連携施設以外での選考となった場合に限る。	3	
		小規模保育事業等の卒園児童であって、兄弟姉妹が在所する保育所等への入園を希望する場合	4	
	多子世帯 (児童2人から)	世帯の入所児童及び入所予定児全員に加点する。 （現年度在園児と次年度申請児を合わせた人数を加点）	2	
	同居状況	就労していない65歳未満の祖父母と同居している場合	-2	
	(現・過年度) 保育料滞納	滞納件数×－3　（滞納1カ月ごとに－3）		
	校区優先	保育所所在地の小学校区に居住している		
		5歳児	10	
		4歳児	3	
		3歳児	2	
		0～2歳児	1	
		校区： 希望する保育所：		

基礎基準点	計		
調整点合計	計		
総合点数			

※1　「適宜」については、児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する。

※2　生計中心者とは、同一生計内において当該年度又は前年度の所得額が高い者とする。